

面会に関する運用ルール

（目的）

「面会に関する規程」第4条第2項に基づき、患者の療養環境の確保及び安全な面会の実施のため、具体的な運用ルール（以下、本ルールと言う）を定める。

（面会対象者）

- 1 面会は、原則として小学生以上の家族（近親者）又は同居者とする。
- 2 前項にかかわらず、患者の希望や病状等を踏まえ、主治医が必要と認めた場合はこの限りではない。
- 3 主治医が不在の場合には、病棟責任者が主治医に代わり判断することができる。

（面会時間および人数）

- 1 面会は、原則として30分以内、3名までとする。
- 2 面会可能時間は、次のとおりとする。
 - （1）一般病棟 15時00分から19時00分まで
 - （2）ICU・新生児 15時00分から16時00分まで、18時00分から19時00分まで
- 3 荷物の受け渡しのみの場合についても、原則として上記時間内とする。

（面会方法および遵守事項）

- 1 面会者は来院時、必ずナースステーションへ申し出るものとする。
- 2 発熱や呼吸器症状（咳・痰・息苦しさ等）のある場合は、面会を控えるものとする。
- 3 面会時はマスクを着用し、手指消毒を行うものとする。
- 4 面会中は患者・面会者双方のマスク着用を原則とする。
- 5 面会中の飲食は原則として禁止する。
- 6 大部屋での面会は避け、可能な限りデイルームを利用するものとする。
- 7 荷物の受け渡しのみの場合は、受け渡し完了後、速やかに退室するものとする。
- 8 平日17時15分以降は時間外出入口を利用するものとする。

（面会制限および例外対応）

- 1 病院長は、感染症の流行状況や院内の状況に応じて、面会時間・人数・方法等を変更又は制限することができる。
- 2 前項の病院長が定める方針に基づき、各病棟において必要に応じた運用調整を行うことができるものとする。
- 3 患者の病状や治療上の必要性に応じて、主治医の判断により個別に面会制限を行うことがある。

- 4 前各項の場合であっても、可能な範囲で面会機会の確保に努める。
- 5 緩和ケアを受けている患者又は終末期等の状況にある患者については、患者及び家族の意向を尊重し、安全に配慮した上で、面会時間・人数等を柔軟に調整する。
- 6 必要に応じてオンライン面会等の代替手段を活用し、面会機会の確保に努める。

（患者・家族への周知）

- 1 本ルールは、院内掲示及びホームページ等により周知する。
- 2 面会制限を行う場合は、その理由について丁寧に説明する。

（附則）

本ルールは、令和 8 年 5 月 1 日から施行する。

令和 8 年 9 月 1 日：面会対象者、面会時間及び人数を改訂